

広島市多文化共生市民会議 指針改定専門部会運営要領

(目的)

第1条 広島市多文化共生のまちづくり推進指針改定に必要となる意見聴取を行うため、広島市多文化共生市民会議 指針改定専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 専門部会は、広島市多文化共生市民会議運営要綱第6条第2項に基づき市長が依頼する専門委員で構成する。

(部会長及び副部会長)

第3条 専門部会に部会長及び副部会長を各1人置き、専門委員の互選によってこれを定める。

2 部会長は専門会議を代表し、会務を総理する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けた時は、その職務を代理する。

(議事)

第4条 専門部会の会議は、市長が必要と認めるときに開催し、部会長がその議長となる。

2 会議は公開とする。ただし、市長の決定により非公開とすることができる。

3 会議の公開については広島市多文化共生市民会議の取扱と同様とする。

(多文化共生市民会議への報告)

第5条 市長は、専門部会で聴取した意見について多文化共生市民会議に報告する。

(庶務)

第6条 専門部会の庶務は、市民局国際平和推進部国際化推進課多文化共生係において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、専門部会の運営に必要な事項は、市民局国際平和推進担当局長が別に定める。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。